

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

別紙異議申立書のとおり

3 実施機関の説明趣旨

実施機関の説明は、政務調査費交付金は、議員の政務活動の一部に充てることを目的としているものであることから、支出に係る経理は市の事務を離れて会派の議員自らが行うもので、したがって、支出内容のチェックにおいても会派の政務活動に係るすべての経費ではなく、政務調査費交付金の交付の範囲内において行っているのみであり、交付金の交付額以上の支出が会派に発生したとしても、その部分の支出は公費の範囲外であり、あくまで会派あるいは会派所属議員が負担しているものであることから、市に対して弁済が必要な部分はなく、したがって、該当する公文書は存在しないというものである。

4 異議申立て理由

別紙異議申立書のとおり

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生じる恐れがあるなど、市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

(2) 本決定について

当審査会が実施機関に聴取を行い、事実確認を行ったところ、政務調査費交付

金は議員の政務活動の一部に当てることを目的として交付され、交付額の範囲において支出内容のチェックを行っているのみであり、会派もしくは会派所属の議員が政務活動のため交付金以外に支出した部分は公金の範囲外であることを確認した。

したがって、実施機関の不存在決定は妥当と判断する。

上記（１）基本的な考え方にあるように、当審査会は、公開非公開の可否を審査するものであり、権限外の事項については、判断しない。

（３） 結論

よって、審査会の結論のとおり答申する。

## 6 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 5月15日	諮問書受理
平成25年 6月10日	第61回名張市情報公開審査会 審査
平成25年 8月27日	第62回名張市情報公開審査会 審査 実施機関からの意見聴取
平成25年11月 6日	第63回名張市情報公開審査会 答申

## 7 審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	前 田 定 孝	三重大学人文学部准教授
会長職務代理	大 塚 耕 二	三重弁護士会 弁護士
委 員	三 宅 裕一郎	三重短期大学法経科准教授
委 員	國 富 静 代	名張市人権擁護委員
委 員	中 谷 由希子	三重弁護士会 弁護士